

大阪市立生野工業高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

いじめ防止委員会

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条3)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. 本校の基本方針のポイント

1. の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、『誠実』を基盤に『勤勉』『創造』『自治』の校訓を体現できる工業技術者の育成のために「大阪市立生野工業高等学校いじめ防止基本方針」を策定し学校全体で取り組んでいく。

①人権教育の充実

- ・生徒対象人権HR指導等、教職員対象人権講演会や人権学習会を実施し、人権啓発を図る。

②実習教育の充実

- ・工業実習は危険を伴うものもあり、生徒間または教員との協力が不可欠である。実習を通じお互いを理解しあい、協力して問題解決にあたる姿勢や態度、考え方を養う。

③特別活動の充実

- ・生徒会活動、部活動、学校行事などを通じ、相互理解を図る。

3. いじめの未然防止のための取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善

①学習規律の確立や配慮を要する生徒への対応で重要な点

- ・「高校は義務教育ではないため、自ら学ぶ姿勢を持つこと」を生徒、保護者に周知徹底する。
- ・週3回の朝礼指導を通じ、聞く姿勢と周囲への配慮を年間を通して指導する。
- ・毎年4月に「人権教育・啓発推進計画」を策定し、教職員が同じ方針で協力して指導をおこなう。
- ・支援が必要な生徒の対応も含め、教科指導で豊かな人間性を育むため、可能な限り個に応じた指導に努める。
- ・学習規律の確立のため必要に応じて複数教員で指導をおこなう。

②「わかる授業」づくりにおける具体的な取組

- ・工業科目を中心にプロジェクター等のICT機器を活用した授業等を実施する。
- ・授業時間を中心に基礎的・基本的な学習内容の習得を図る。

③授業における指導力の向上に関する取組

- ・年に1回、保護者向け公開授業を実施する。
- ・研究授業等を活用し、教員が相互に授業を参観する。

(2) 自己有用感を高めるために

①一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組

- ・外部講師によるキャリアガイダンス及び進路希望調査を各学年で実施する。
- ・職場インターンシップを2年生の7～8月に実施する。

②友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくり

- ・生徒保健委員により校内の美化活動を実施する。
- ・「困り感」をもつ生徒を把握し、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。

③生徒を認め、誉める指導を充実させるための取組

- ・生徒会を中心としたあいさつ運動の実施。
- ・体育祭、文化祭などの学校行事への積極的な参加を促す。
- ・ペップトークを推進する。

※参考:ペップトーク (Pep Talk) …スポーツ選手を励ますのに指導者やリーダーが試合前(本番前)に使う短い激励のメッセージのことです。「Pep」は元気、活気、活力という意味で、「短くて」「わかりやすく」「肯定的な」「魂を揺さぶる」「人を勇気づける」言葉がけという特徴があります。これを日常の教育指導にも応用し生徒のやる気をひきだそうというのが今回の試みの趣旨です。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

①学級活動の充実を図る取組

- ・1年生対象の宿泊研修を行い、1年生全クラスの相互交流とクラス活動を通じてコミュニケーション能力を養う。(5月)
- ・日々のホームルーム、また週に1時間あるロングホームルームを活用し、学級担任と生徒の相互理解を図る。

②命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組

- ・自転車安全講習会の実施(4月)
- ・薬物対策講習会の実施(6月)
- ・教職員・PTA対象人権講演会の実施(12月)

③「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導

- ・1年生対象ロングホームルーム人権学習会(いじめについて)の実施(5月、10月)

④情報モラルに関する取組

- ・ SNSの人権に関する講習会の実施（4月、7月、11月）

4. いじめの早期発見・防止のための取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

①生徒観察の充実と情報の共有化

- ・ 学級担任、クラブ顧問は日々の生徒の状況を把握し、必要に応じて面談を行う。
- ・ 教科担当者は授業での生徒の状況を把握し、担任との連携を密にする。
- ・ 各クラスの教科担当者会議において意見交換を行う。
- ・ 変化の記録（5W1H…誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのように）

②いじめアンケート調査の活用

- ・ 年に3回、5月、9月、1月に実施する。

③スクールカウンセラーの活用

- ・ 月に2回程度、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施する。

④いじめ相談窓口の周知

- ・ 電話教育相談

（子ども専用）：06-4301-3140 月曜日～金曜日（祝日は除く）

（保護者専用）：06-4301-3141 午前9時～午後7時

（子ども・保護者）：06-6325-3399 夜間・土日・祝日

- ・ 24時間電話いじめ相談

（全国共通）：0570-0-78310 年中無休

5. いじめの早期解決のための取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- ② 教職員は一人で抱え込まず、速やかに人権教育主担、学年主任、分掌長等に報告し、いじめ防止委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- ④ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹

底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①常設委員会

常設委員会として「いじめ防止委員会」を設置し、定期的を開催する。

②構成員

校長・教頭・首席・指導教諭・生活指導課長・人権教育推進委員長・各学年主任・健康教育課長
(不定期) 特別支援教育推進委員長・当該科長・学校カウンセラー

③役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) 年間計画

4月	自転車安全講習会の実施
	SNSの人権に関する講習会の実施
5月	1年生対象ロングホームルーム等での人権学習会（いじめについて）の実施 いじめアンケート調査を実施する
6月	薬物対策講習会の実施
	生徒対象人権講演会の実施
7月	SNSの人権に関する講習会の実施
9月	いじめアンケート調査を実施する
10月	1年生対象ロングホームルーム等での人権学習会（いじめについて）の実施
	生徒対象人権講演会の実施
11月	SNSの人権に関する講習会の実施
12月	生徒対象人権講演会の実施
	教職員・PTA対象人権講演会の実施
1月	いじめアンケート調査を実施する

(3) 家庭・地域・関係機関との連携

＜基本方針＞

いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期解決」は学校のみでは達成しえない。家庭、地域、関係機関との連携を密にして問題解決に当たることが不可欠である。

①家庭・地域との連携

- ・成績懇談会、PTA実行委員会、学校協議会等を通じて、協力体制を構築する。
- ・体育祭・文化祭等への来場を通して、生徒の様子を見てもらう。
- ・ホームページの更新回数を増やし、学校の様子をタイムリーに発信する。

②関係機関との連携

- ・生野警察署、こども相談センター、中央少年サポートセンター等

③ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用

- ・教育委員会、警察、関係機関との連携
- ・子どもを被害者にも加害者にもしないための取組
- ・「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク連絡会議」の設置

(4) 取組内容の検証

①PDCAサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連

- ・いじめ防止委員会において年間計画の中間評価、最終評価をおこない、次年度への改善を図る。
- ・「運営に関する計画」の人権教育の欄、「人権教育・啓発推進計画」に反映させる。

②取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法

- ・教職員及びPTA実行委員会に取組評価アンケートを実施する。
- ・学校協議会及びPTA実行委員会への情報発信ならびに意見聴取をおこなう。

7. 重大事案への対処

➤ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

➤ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。

<p>※重大事案発生時の対処について、以下のア)～エ)については管理職の指示のもと、いじめ対策委員会で協議し、事案発生時に迅速に対応できるような体制を構築する。</p> <p>ア) 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）</p> <p>イ) 調査組織の設置や事実関係の明確化</p> <p>ウ) 被害生徒及びその保護者への適切な情報提供</p> <p>エ) 教育委員会への報告</p>

8. いじめ発見の際の流れ

